

議案第 8 号

匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例

匝瑳市行政組織条例（平成18年匝瑳市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉課」を「福祉課 子育て支援推進課」に改める。

第2条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 子育て支援推進課

ア 母子保健に関すること。

イ 児童福祉に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部改正)

2 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例（平成18年匝瑳市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1（9）市民ふれあいセンターの表入場料その他これに類する料金を徴収する場合の項談話室の目及びトレーニングルームの目並びにその他の場合の項談話室の目及びトレーニングルームの目を削る。

(匝瑳市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 匝瑳市子ども・子育て会議条例（平成26年匝瑳市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉課」を「子育て支援推進課」に改める。

(参考)

匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設置する。</p> <p>秘書課 企画課 総務課 財政課 税務課 市民課 環境生活課 ゼロカーボン推進課 健康管理課 農林水産課 商工観光課 都市整備課 建設課 <u>福祉課</u></p> <p><u>子育て支援推進課</u> 高齢者支援課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 子育て支援推進課</u></p> <p>ア <u>母子保健に関すること。</u></p> <p>イ <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p>以下 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設置する。</p> <p>秘書課 企画課 総務課 財政課 税務課 市民課 環境生活課 ゼロカーボン推進課 健康管理課 農林水産課 商工観光課 都市整備課 建設課 <u>福祉課</u></p> <p><u>高齢者支援課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 略</u></p> <p>以下 略</p>

(参考)

匝瑳市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表 (附則第3項関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第6条関係 略 (庶務)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援推進課において処理する。 以下 略</p>	<p>第1条～第6条関係 略 (庶務)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。 以下 略</p>